



電源三法交付金制度の 概要及び交付状況

< 企画部所管分 >

令和 5 年 12 月

宮城県企画部企画総務課

1 電源三法交付金制度の概要……………1

電源三法とは

電源三法交付金制度の概要

交付対象市町村

2 主な交付金等 ……………6

- (1) 電源立地促進対策交付金相当分
- (2) 原子力発電施設等周辺地域交付金相当分
- (3) 電力移出県等交付金相当分
- (4) 水力発電施設等周辺地域交付金相当分
- (5) 交付金事務等交付金
- (6) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金(廃炉交付金)

交付状況

1 交付実績 17

- (1) 電源立地促進対策交付金相当分
- (2) 原子力発電施設等周辺地域交付金相当分
 - ① 宮城県原子力立地給付金交付事業補助金
 - ② 宮城県原子力発電施設周辺地域振興事業
 - ③ プルサーマル実施に向けた理解促進活動等への支援
- (3) 電力移出県等交付金相当分
- (4) 水力発電施設等周辺地域交付金相当分
- (5) 交付金事務等交付金
- (6) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金(廃炉交付金)

2 参考資料 27

1 電源三法交付金制度の概要

電源三法とは

昭和49年度に創設された

「電源開発促進税法」

「特別会計に関する法律」

「発電用施設周辺地域整備法」

の総称

これら三法に基づく交付金により

- ・ 電源地域の振興
- ・ 電源立地に対する国民的理解及び協力の増進
- ・ 安全性確保及び環境保全に関する地元理解の増進

といった **電源立地の円滑化** を図るための施策が行われる。

関係条文(抜粋)

■ 電源開発促進税法（昭和 49 年法律第 79 号）

（課税目的及び課税物件）

第 1 条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般送配電事業者の販売電気には、この法律により、電源開発促進税を課する。

■ 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）

※電源開発促進対策特別会計法(昭和 49 年法律第 80 号)平成 19 年4月1日廃止

（一般会計から電源開発促進勘定への繰入れの特例）

第 91 条 第 6 条の規定にかかわらず、電源開発促進税の課税の目的を踏まえ、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の電源開発促進税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前で平成 19 年度以降の各年度の電源開発促進税の収入額の決算額を合算した額から当該年度の前年度以前で平成 19 年度以降の各年度の一般会計から電源開発促進勘定への繰入金金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額（以下この項において「繰入相当額」という。）を、予算で定めるところにより、一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。（略）

2 前項の規定による一般会計からの繰入金は、毎会計年度、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に必要な費用を勘案して、予算で定めるところにより、それぞれの区分に従って繰り入れるものとする。

■ 発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）

（公共用施設整備計画）

第 4 条 都道府県知事は、前条第一項の規定により指定された地点が属する市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（その地点に水力発電施設の設置が予定されている場合にあつては、その地点が属する市町村の区域。以下「周辺地域」という。）について道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設（以下「公共用施設」という。）の整備に関する計画（以下「公共用施設整備計画」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。この場合において、その地点における発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要があると認められるときは、当該周辺地域に隣接する市町村の区域に係る公共用施設整備計画を含めて一の公共用施設整備計画を作成することができる。

（交付金）

第 7 条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の規定による港務局を含む。次条において同じ。）に対し、同意公共用施設整備計画に基づく事業に係る経費に充てるため、交付金を交付することができる。

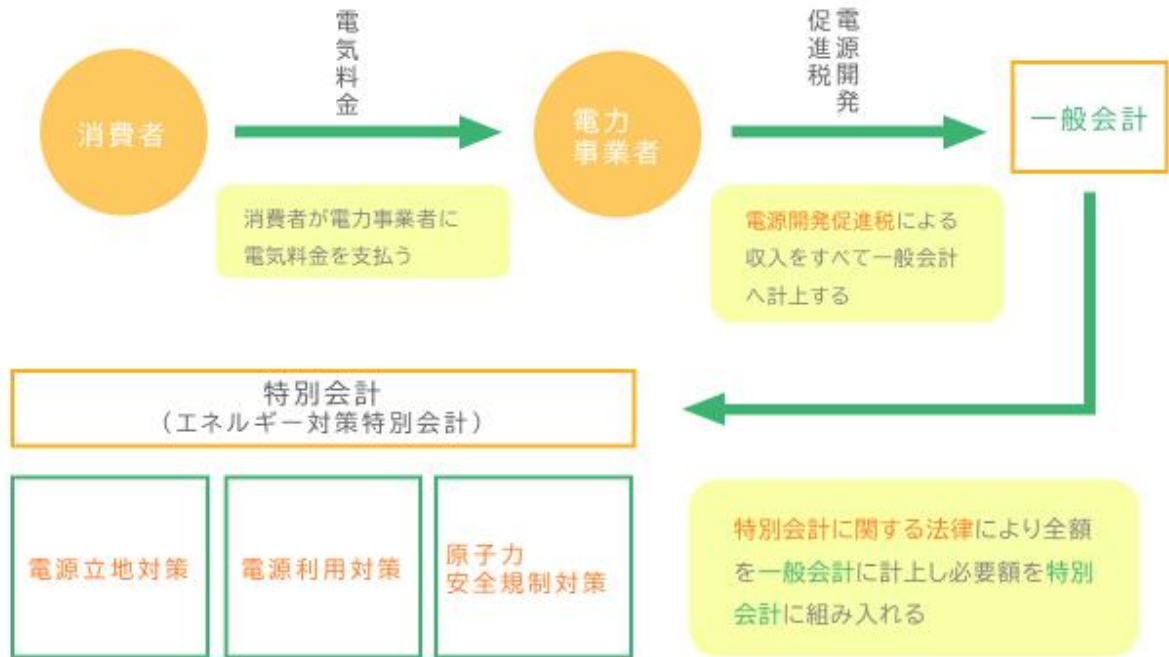
（利便性向上等事業計画）

第 10 条 都道府県知事は、周辺地域について住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業（公共用の施設の整備を除く。以下同じ。）で政令で定めるものに関する計画（以下「利便性向上等事業計画」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

4 第 4 条第 1 項後段、第 2 項、第 4 項から第 6 項まで、第 8 項及び第 9 項、第 5 条から第 7 条まで並びに第 9 条の規定は、利便性向上等事業計画に準用する。（略）

電源三法交付金制度の概要

電源三法交付金制度の大まかな流れ



エネルギー対策特別会計

- | | | | |
|---|-----------|---------------|---|
| 1 | 電源立地対策 | 161円/1,000kwt | <ul style="list-style-type: none"> 1 電源立地対策交付金 2 電源立地等推進対策交付金 3 電源立地等推進対策補助金 |
| 2 | 電源利用対策 | 146円/1,000kwt | |
| 3 | 原子力安全規制対策 | 68円/1,000kwt | <ul style="list-style-type: none"> 1 原子力施設等防災対策等交付金 |
- 発電用施設周辺地域整備法に基づく交付金の交付 (電源立地地域対策交付金)
- 発電用施設の設置及び運転の円滑化のための財政上の措置
- 発電用施設の利用の促進及び安全確保並びに発電施設による電気の供給の円滑化のための措置
- 原子力関連施設等の安全の確保を図るための措置

交付対象市町村

市町村名 (県域ごと)	発電所の種類・名称			交付金の種類					
	原子力	地熱	水力	間接交付 (国→県→市町村等)				直接交付 (国→市町村)	
				促進	周辺※1	移出県	水力	長期発展	基盤整備 (廃炉)
白石市			◆刈田 白石 蔵本 白石 ◇(蔵王町 七ヶ宿町)			◎	◎		
角田市			◇(白石市)			○			
蔵王市			◆遠刈田 曲竹 ◇(白石市 七ヶ宿町 川崎町)			◎	◎		
七ヶ宿町			◆横川 関 ◇(白石市 蔵王町)			◎	◎		
大河原町			◇(白石市 蔵王町)			○			
村田町			◇(蔵王町 川崎町 仙台市)			○			
川崎町			◆釜房 ◇(蔵王町 仙台市)			◎	◎		
丸森町			◇(白石市)			○			
仙台市			◆大倉 大堀 三居沢 碓石川 茂庭 人來田 ◇(川崎町) ◇(仙台市)			◎	◎		
名取市			◇(仙台市)			○			
多賀城市			◇(仙台市)			○			
富谷市			◇(仙台市)			○			
利府町			◇(仙台市)			○			
大和町			◇(仙台市)			○			
大崎市		◆鬼首 ◇山葵沢	◆鳴子 池月 ◇(大崎市 加美町 栗原市) ◇(仙台市 加美町)	◎		◎	◎		
色麻町			◇(仙台市 加美町)			○			
加美町		◇鬼首	◆漆沢 門沢 ◇(大崎市)			◎	◎		
栗原市		◇鬼首 ◇山葵沢	◆栗駒 山内 花山 ◇(大崎市 栗原市)	◎		◎	◎		
石巻市	◇女川					◎※2		◎	◎
女川町	◆女川					◎	◎	◎	◎
【参考】県分						◎※3			

<凡例>

「発電所の種類」

◆ = 所在 ◇ = 隣接

「交付金の種類」

◎ = 交付 ○ = 10年に1回輪番で交付

※1 原子力発電施設等周辺地域交付金(給付金)は、住民、企業等へ交付される。

※2 旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町及び旧牡鹿町に限る。

※3 火力発電所に係る電力移出県等交付金は、「市町村枠」がなく県にのみ交付される。

<交付金の名称>

「促進」電源立地促進対策交付金

「周辺」原子力発電施設等周辺地域交付金

「移出県」電力移出県等交付金

「水力」水力発電施設周辺地域交付金

「長期発展」原子力発電施設等

立地地域長期発展対策交付金

「基盤整備(廃炉)」原子力発電施設等

立地地域基盤整備支援事業

交付金(廃炉交付金)

2 主な交付金等

(1) 電源立地促進対策交付金相当分

[電源立地地域対策交付金交付規則第6条(原子力)、第7条(地熱・火力・水力)]

制度の概要

原子力発電施設等、地熱発電施設、火力発電施設又は水力発電施設が設置される市町村及び周辺市町村(水力発電施設が設置される場合を除く。)が行う公共施設の整備、福祉対策事業等に充てるための交付金

交付対象者

対象施設が設置される市町村、その隣接市町村等

対象施設	規模要件
原子力発電施設等	出力 35 万 kW 以上
地熱発電施設	出力 1 万 kW 以上
火力発電施設	出力 8 万 kW 以上 (原則、沖縄県に設置されるものに限る)
水力発電施設	出力 1 万 kW 以上 (設置される市町村(所在市町村)に限る)

交付期間

着工から工事終了後 5 年後まで

交付限度額

単価

×

出力

×

係数

=

交付限度額

交付単価等

対象施設	kW 当たりの単価	係数
原子力発電施設等	550 円	7
地熱発電施設	550 円(第一種地域) 又は 250 円(第二種地域)	3
火力発電施設		3 (石炭火力は 4)
水力発電施設	250 円	5

※第一種地域とは、工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加割合が低い道県とその区域が接続し、かつ、工業集積の程度及び人口の増加割合が当該道県に類する市町村又は発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和 49 年政令第 293 号)第 5 条第 2 項に規定する工業集積度が 1 未満の市町村の区域。第二種地域とは、第一種地域以外の地域

最低限度額

地熱発電施設及び水力発電施設については、上記の計算式による算出額が下表の額に満たない場合、同表に掲げる金額が交付限度額となる。

対象発電施設の 属する市町村の数	対象発電施設	
	5000kW 以上の 発電施設の場合	5000kW 未満の 発電施設の場合
1	5,500 万円	4,000 万円
2 又は 3	市町村ごとに 4,000 万円	市町村ごとに 2,500 万円
4 以上	1 億 1,000 万円 ／市町村数	8,000 万円 ／市町村数

(2)原子力発電施設等周辺地域交付金相当分

[電源立地地域対策交付金交付規則第9条]

制度の概要

原子力発電施設等の周辺地域の住民・企業等に対する給付金又は当該地域の住民が通勤できる地域への企業導入、産業の活性化のための措置及び福祉対策措置等に充てるための交付金

交付対象者

原子力発電施設等の所在市町村及び隣接市町村を域内に有する都道府県

交付期間

原子力発電施設等の着工から運転終了まで

(※ただし、当該年度の9月1日以降に着工したものは翌年度から交付対象)

交付限度額

該当市町村の一般家庭等(電灯需要家)の契約口数、企業等(電力需要家)の契約キロワット数に交付単価を乗じて得られる金額の合計額

交付限度額の計算式

$$\left(\text{電灯需要家契約口数} + \text{電灯需要家契約kW数} \times \frac{1}{2} \right) \times \text{交付単価} \times 12 \text{カ月} \\ = \text{交付限度額}$$

交付単価表

設備能力区分 (万 kW)	交付単価 (円/月)
100 未満	300
100～200 未満	400
200～300 未満	500
300～400 未満	600
400～500 未満	700
500～600 未満	800
600～700 未満	900
700～800 未満	1,000
800～900 未満	1,100
900 以上	1,200

※隣接市町村の交付単価は、原則として上表の 2 分の 1

新規施設に係る割増措置

(S56.4.1 以降及び H4.4.1 以降に原子力発電施設等の新增設が行われた場合)

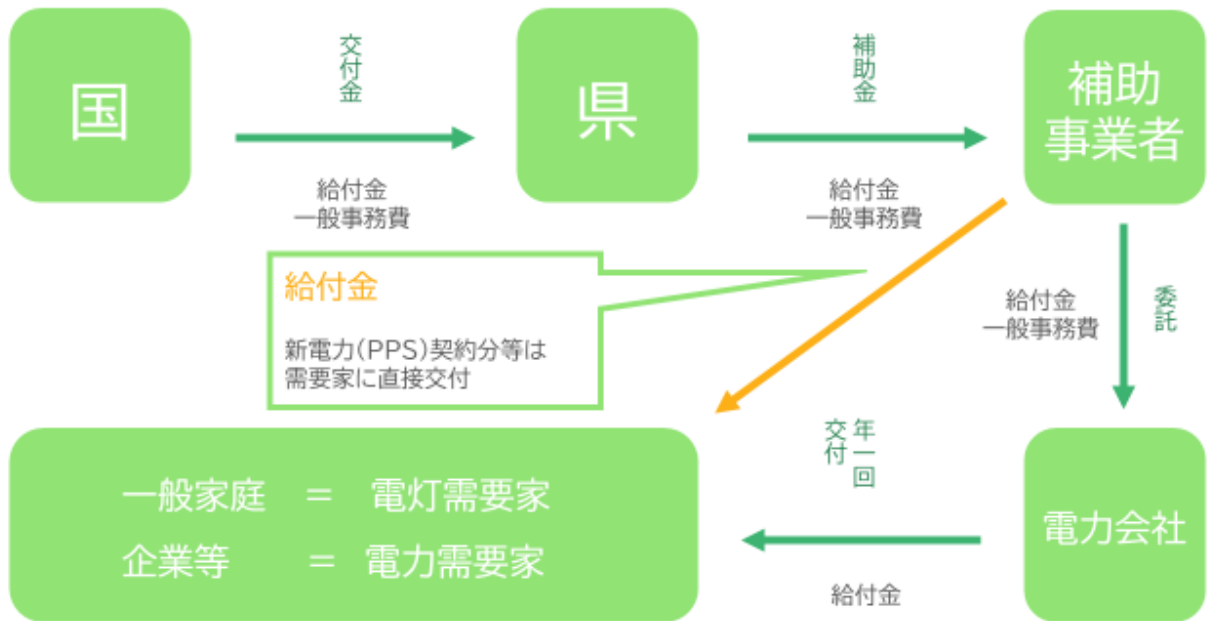
$$\text{交付単価} \times \left(1 + 0.5 \times \frac{\text{S56.4.以降新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right) \times \left(1 + \frac{\text{H4.4.1 以降新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right)$$

宮城県原子力立地給付金交付事業の概要

宮城県では、原子力発電施設等周辺地域交付金相当分を活用し、昭和 56 年度から「宮城県原子力立地給付金交付事業」を実施している。

県は、女川原子力発電所周辺(女川町、石巻市の一部)の一般家庭等(電灯需要家)及び企業等(電力需要家)に対して給付金の交付を行う補助事業者を公募し、補助金を交付する。

補助金の交付方法



給付金の単価

区 分	一般家庭等 (契約1口当たり)		企業等 (契約1kW 当たり)	
	月	年間	月	年間
所在〔女川町〕 隣接〔石巻市(旧牡鹿町)〕	750	9,000	375	4,500
隣接〔石巻市(旧石巻市・旧河北町・旧雄勝町)〕	375	4,500	187	2,244

※割増措置分を含む。

(3)電力移出県等交付金相当分

〔電源立地地域対策交付金交付規則第 10 条〕

制度の概要

発電用施設の周辺地域における公共用施設の整備、福祉対策事業等に充てるための交付金

交付対象者

次のいずれにも該当する都道府県

- ・ 都道府県内における発電電力量が、都道府県内の消費電力量の **1.5 倍以上**
- ・ 総面積に占める誘導地域（※）の面積の和が、**2 分の 1 以上**

※工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第 1 条の規定による廃止前の工業再配置促進法施行令第 2 条に定める道県又はその区域内における同令別表第 3 に掲げる市町村の区域

交付期間

発電用施設の着工翌年度から運転終了まで

交付限度額

移出電力量の計算

$$\text{県内**発電**電力量} - \text{県内**消費**電力量} = \text{移出電力量(MWh)}$$

$$\text{移出電力量(MWh)} - \text{交付単価(27円/MWh)} = \text{交付限度額}$$

発電電力量の算定方法

原子力

実績発電電力量^(※)

=

発電電力量

地熱 ・ 火力 ・ 水力

想定発電電力量 × 1/3

+

実績発電電力量 × 2/3

=

発電電力量

※「実績発電電力量」は、交付年度の前々会計年度の10/1 から前会計年度の9/30 までの期間の運転実績を用いる。

(4)水力発電施設等周辺地域交付金相当分

[電源立地地域対策交付金交付規則第 12 条]

制度の概要

水力発電施設の所在する市町村が行う公共用施設の整備、福祉対策事業等に充てるための交付金

交付対象者

水力発電所の所在市町村

※運転開始後 15 年以上経過している水力発電施設が所在し、その評価出力合計が 1,000kW 以上で

かつ基準発電電力量合計 500 万 kWh 以上の水力発電所

※都道府県を經由して交付

交付期間

7 年間

ただし、当該期間中に水力発電施設周辺市町村が発電事業者等の行う発電に利用される水資源に関する調査・開発に協力した場合は、**最大 50 年**の交付を受けることができる。

交付限度額

$$\text{算定発電電力量}(\ast) \times \text{交付単価}(7.5 \text{ 銭(揚水 } 3.75 \text{ 銭)}/\text{kWh}) = \text{基本算定額}$$

※対象水力発電施設の 10 年間の平均年間発電電力量

前記の算定額に、以下の調整を行います。

水力発電施設等周辺地域交付金相当分の調整方法

算定額が令和 2 年度交付限度額を下回る場合

算定額が 1 億円を上回る場合

算定額と令和 2 年度交付限度額の差額の 1/2 を 1 億円に加算した額

算定額が令和 2 年度交付限度額の 2/3 を下回る場合

令和 2 年度交付限度額の 2/3 の額

算定額が令和 2 年度交付限度額を上回る場合

算定額と令和 2 年度交付限度額の 1/10 を令和 2 年度交付限度額に加算

(5) 交付金事務等交付金

[交付金事務等交付金交付規則]

①整備等計画作成等事務、②交付金事務、③事前評価事務の複数に該当する場合は、それぞれの合計額を交付限度額とし、その範囲内でそれぞれの事務に任意の金額を充当することが可能

整備等計画作成等事務

制度の概要

公共用施設整備計画及び利便性向上等事業計画の作成又は変更に関する事務費に充てるための交付金

交付対象者

発電用施設周辺地域をその区域に含む都道府県

交付限度額

- ・一の整備等計画の作成 500 千円
- ・一の整備等計画の変更 250 千円

交付金事務

制度の概要

電源立地地域対策交付金等の交付事務に要する事務費に充てるための交付金

交付対象者

● 広報・調査等交付金の交付事務に係る交付金

原子力発電施設等の設置が行われ、若しくは予定されている市町村又はこれに隣接する市町村をその区域に含む都道府県

● それ以外の交付金の交付事務に係る交付金

発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村をその区域に含む都道府県

交付限度額

各都道府県が当該会計年度において交付金を交付する市町村及び給付金交付者の数に応じ、下記の交付単価表による合計額

(単位:千円)

交付対象の交付金	交付を受ける市町村数									
	1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35	36~40	41~45	46~
電源立地 地域対策交付金	1,500			2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000
	※2,500									
広報・調査等交付金	500	1,000	1,500							
原子力発電施設等 立地地域特別 交付金	500	1,000	1,500							
原子力発電施設 立地地域共生 交付金	500	1,000	1,500							
核燃料サイクル 交付金	500	1,000	1,500							
高速増殖炉サイクル 技術研究開発推進 交付金	500	1,000	-							
原子力発電施設等 立地地域基盤整備 支援事業交付金	500	1,000	1,500							

※原子力発電施設等所在市町村をその区域に含む都道府県

事前評価事務

制度の概要

交付金の事務を行うにあたっての客観的な評価(当該交付金の交付申請前に、交付を受ける都道府県及び市町村の職員でない者が行うものに限る)に係る費用に充てるための交付金

交付対象者

発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これらに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村をその区域に含む都道府県

交付限度額

一の事前評価事務に係る交付金 1,000 千円

(6)原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金(廃炉交付金)

〔原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則〕
【国→市町村直接交付】

制度の概要

原子力発電施設が廃止された市町村が行う公共用施設の整備、福祉対策事業等に充てるための交付金

交付対象者

原子力発電施設が廃止された市町村(原子力発電施設の利用に供する取水路又は放水路のみがその区域内に設置されている市町村を含む。)

交付期間

廃止の翌年度から 10 年間

交付限度額

廃止会計年度における
原子力発電施設等立地地域
長期発展対策交付金の額

×

係数(※)

=

交付限度額

※係数は、廃止会計年度の翌年度(0.8)から 10 年後(0.2)まで、段階的に逡減

交付状況

1 交付実績

(1) 電源立地促進対策交付金相当分

〔電源立地地域対策交付金交付規則第6条(原子力)、第7条(火力・地熱・水力)〕

交付実績(全体)

平成15年9月まで「電源立地促進対策交付金」、同年10月以降「電源立地地域対策交付金」

(単位:千円)

市町村名	①女川原発 1号機	②女川原発 2号機	③女川原発 3号機	④新地火力 1号機	⑤新地火力 2号機	⑥山葵沢地熱	合計
	S55~H1	H1~H18	H1~H18	H2~H6	H4~8	R2~R6	
女川町	2,167,377	4,106,804	4,331,250				10,605,431
石巻市 (旧牡鹿町)	1,516,763	2,800,840	2,953,950				7,271,553
石巻市 (旧石巻市)	251,063	464,064	489,400				1,204,527
石巻市 (旧雄勝町)	262,040	591,380	623,700				1,477,120
石巻市 (旧河北町)	137,511	250,520	264,200				652,231
山元町				305,353	371,000		676,353
丸森町				250,480	304,333		554,813
角田市				15,241	18,000		33,241
亶理町				32,840	40,000		72,840
大崎市						1,866	1,866
栗原市						1,866	1,866
合 計	4,334,754	8,213,608	8,662,500	603,914	733,333	3,732	22,551,841

「年度・市町村別」「充当対象施設別」交付実績

①女川原子力発電所 1号機

(年度・市町村別)

(単位:千円)

区分	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S63	H1	合計
所在 女川町	408,924	195,800	938,947	433,477				28,000	162,229	2,167,377
周辺	石巻市 旧牡鹿町	394,978	263,299	168,398	66,613	304,549	317,950	976		1,516,763
	石巻市 旧石巻市	93,000	59,000		99,063					251,063
	石巻市 旧雄勝町	139,980	122,060							262,040
	石巻市 旧河北町	60,000	40,000	37,511						137,511
	小計	687,958	484,359	205,909	165,676	304,549	317,950	976		2,167,377
	合計	1,096,882	680,159	1,144,856	599,153	304,549	317,950	976	28,000	162,229
構成比(%)	25.3	15.7	26.4	13.8	7.0	0.0	0.0	0.6	3.7	100.0

施設別

(単位:千円)

施設別	件数	総事業費	交付金充当額
道路	7	455,075	435,949
漁港	2	33,106	33,006
水道	5	430,099	425,899
通信施設	2	159,437	159,437
スポーツ・レクリエーション施設	4	1,133,520	848,917
環境衛生施設	5	187,298	182,492
教育文化施設	12	1,576,480	1,361,746
医療施設	5	546,858	400,600
社会福祉施設	1	55,278	54,827
消防に関する施設	8	146,264	134,606
産業の振興に寄与する施設	6	360,197	297,276
合計	57	5,083,612	4,334,754

②女川原子力発電所 2号機

(年度・市町村別)

(単位:千円)

区分	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	合計	
所在 女川町	490,000	578,000	102,000	400,000	990,000		310,000	1,236,804	4,106,804	
周辺	石巻市 旧牡鹿町	373,044	390,640	248,900	229,574	35,500	650,500	693,982	178,700	2,800,840
	石巻市 旧石巻市	102,000	21,600	16,900	51,700	53,000	146,737	72,127		464,064
	石巻市 旧雄勝町	148,960	90,000		352,420					591,380
	石巻市 旧河北町	101,370					149,150			250,520
	小計	725,374	502,240	265,800	633,694	88,500	946,387	766,109	178,700	4,106,804
	合計	1,215,374	1,080,240	367,800	1,033,694	1,078,500	946,387	1,076,109	1,415,504	8,213,608
構成比(%)	14.8	13.2	4.5	12.6	13.1	11.5	13.1	17.2	100.0	

施設別		(単位:千円)		
施設別	件数	総事業費	交付金充当額	
道路	4	640,190	432,927	
漁港	2	177,793	114,100	
水道	2	577,318	575,400	
通信施設	3	505,384	281,548	
環境衛生施設	7	3,280,691	1,889,730	
教育文化施設	4	688,615	428,950	
医療施設	1	3,550,771	1,546,804	
社会福祉施設	4	143,013	135,140	
消防に関する施設	16	3,612,052	2,809,009	
産業の振興に寄与する施設	43	13,175,827	8,213,608	
合計	86	26,351,654	16,427,216	

③女川原子力発電所 3号機

(年度・市町村別)													(単位:千円)
区分		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	合計
所在	女川町	234,119	675,881	771,250	120,000	260,000	236,000	830,000	1,236,804	199,705	779,295	130,000	5,473,054
周辺	石巻市					170,000	930,000	250,000	178,700	760,000	474,962	368,988	3,132,650
	旧牡鹿町												
	石巻市		207,000	107,000	67,000	108,400							489,400
	旧石巻市												
	石巻市		25,000	70,000	70,000	388,700	70,000						623,700
	旧雄勝町												
石巻市			142,700	121,500									264,200
旧河北町													
	小計	0	232,000	319,700	258,500	667,100	1,000,000	250,000	178,700	760,000	474,962	368,988	4,509,950
合計		234,119	907,881	1,090,950	378,500	927,100	1,236,000	1,080,000	1,415,504	959,705	1,254,257	498,988	9,983,004
構成比(%)		2.7	10.5	12.6	4.4	10.7	14.3	12.5	17.2	11.1	14.5	5.8	100.0

※女川原子力発電所 3号機の交付限度額

[所在]女川町:825,000kW×750円×7=4,331,250千円

[隣接]石巻市(旧牡鹿町・旧石巻市・旧雄勝町・旧河北町):総額 4,331,250千円

施設別		(単位:千円)		
施設別	件数	総事業費	交付金充当額	
道路	7	3,786,876	3,087,400	
漁港	1	79,697	65,000	
水道	1	394,504	320,000	
通信施設	1	1,045,650	526,250	
環境衛生施設	3	1,534,178	1,080,000	
教育文化施設	2	1,377,984	1,253,150	
医療施設	1	309,750	207,000	
消防に関する施設	2	2,739,799	1,670,000	
産業の振興に寄与する施設	3	657,927	453,700	
合計	21	11,926,365	8,662,500	

④新地火力発電所一号機

(単位:千円)

区分		H2	H3	H4	H5	H6	合計
周辺	山元町	37,500	63,151	111,864	70,979	21,859	305,353
	丸森町	28,800	39,449	20,000		132,231	250,480
	角田市	13,000		2,241			15,241
	亘理町	13,000	15,000	4,840			32,840
合計		92,300	117,600	138,945	70,979	184,090	603,914
構成比(%)		15.3	19.5	23.0	11.8	30.5	100.0

⑤新地火力発電所2号機

(単位:千円)

区分		H4	H5	H6	H7	H8	合計
周辺	山元町	46,339	95,979	165,947	62,735		371,000
	丸森町					304,333	304,333
	角田市	7,000	11,000				18,000
	亘理町	15,000	15,000	10,000			40,000
合計		68,339	121,979	175,947	62,735	304,333	733,333
構成比(%)		9.3	16.6	24.0	8.6	41.5	100.0

⑥山葵沢地熱発電所(秋田県湯沢市)

(単位:千円)

事業主体	R2	R3	R4	合計
大崎市	622	622	622	1,866
栗原市	622	622	622	1,866
合計	1,244	1,244	1,244	3,732

※交付期間:R2~R6

(2) 原子力発電施設等周辺地域交付金相当分

① 宮城県原子力立地給付金交付事業補助金(令和4年度から直近6年分のみ掲載)

(単位:千円)

		H29	H30	R1	R2	R3	R4
原子力立地給付金		965,992	964,012	884,030	899,151	1,070,304	1,019,897
内訳	女川町	127,563	127,190	114,997	126,227	124,207	124,117
	石巻市 (旧社鹿町)	44,570	43,953	39,967	39,791	39,364	40,221
	石巻市 (旧石巻市)	724,514	721,838	664,494	668,723	842,041	791,127
	石巻市 (旧雄勝町)	9,927	9,808	8,742	8,804	8,813	8,773
	石巻市 (旧河北町)	59,418	61,223	55,830	55,606	55,879	55,659
一般事務費		24,888	25,141	24,609	27,457	32,266	33,570
合計		990,880	989,153	908,639	926,608	1,102,570	1,053,467

② 宮城県原子力発電施設周辺地域振興事業

平成23年度は、従来の原子力立地給付金の交付事業に加え、女川町及び石巻市が行う事業に交付金を交付するための基金を造成した。造成した基金は、平成24年度に女川町及び石巻市に全て交付した。

平成23年度事業内容(基金造成)

(単位:円)

事業主体	事業名	事業に要した経費	交付金額
宮城県	宮城県原子力発電施設周辺地域振興事業	288,299,000	288,299,000

平成24年度～平成27年度事業内容(交付先市町)

(単位:円)

事業主体	事業名	事業に要した経費	交付金額(うち利子)
女川町	地域医療センター運営交付金事業	94,771,302	79,222,865 (17,865)
石巻市	市立保育所運営事業	209,141,163	209,141,163 (47,163)
合計		303,912,465	288,364,028 (65,028)

※女川町は平成24年度のみ。石巻市は平成25年度～27年度の3箇年で事業実施

③ プルサーマル実施に向けた理解促進活動等への支援

電気事業者が原子力発電所におけるMOX燃料の使用について立地自治体への申入れを行った年の翌年度から5年間、年間2,000万円を原子力発電施設等周辺地域交付金相当分の限度額に加えて交付された。

宮城県における交付実績(プルサーマル支援に係る加算措置分)

(単位:千円)

事業主体	H21	H22	H23	H24	H25	合計
宮城県	13,608	5,211	13,852	11,204	7,415	51,290

(3) 電力移出県等交付金相当分(令和4年度から直近6年分のみ掲載)

(単位:千円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
宮城県	452,658	484,764	413,417	438,284	446,366	410,026
女川町	94,181	94,558	76,297	75,579	75,890	75,532
石巻市	94,181	94,558	76,297	75,579	75,890	75,532
水力発電所 所在市町	6,832	5,448	5,699	6,991	7,019	7,151
合計	647,852	679,328	571,710	596,433	605,165	568,241

令和4年度事業内容

(単位:円)

事業主体	事業名	事業に要した経費	移出県
宮城県	特別支援学校運営事業	410,224,912	357,655,000
宮城県	海洋総合実習船運行管理事業	35,370,500	35,370,500
宮城県	漁業取締船運航管理事業	22,781,000	17,000,000
女川町	一般廃棄物最終処分場用重機整備事業	50,600,000	39,000,000
女川町	総合運動場運営事業	30,197,558	28,532,000
女川町	地域医療センター医療機器等購入事業	9,941,800	8,000,000
石巻市	石巻保育所運営事業	30,624,329	17,000,000
石巻市	飯野川保育所運営事業	36,226,747	18,000,000
石巻市	蛇田保育所運営事業	41,829,640	21,000,000
石巻市	ふたば保育所運営事業	33,611,827	19,532,000
名取市	公立保育所管理運営事業	1,382,405	834,000
仙台市	※路面下空洞対策事業	7,761,600	585,000
白石市	※南保育園運営事業	8,471,400	536,000
栗原市	※一迫保育所運営事業	6,497,739	1,203,000
大崎市	※岩出山保育所運営事業	16,377,080	2,280,000
蔵王町	※永野保育所運営事業	5,998,208	548,000
七ヶ宿町	※関保育所運営事業	6,622,600	329,000
川崎町	※かわさきこども園運営事業	6,124,300	188,000
加美町	※おのだにし園運営事業	8,180,500	648,000
合計		768,824,145	568,240,500

※印の事業は、「水力発電施設周辺地域交付金相当分」と併せて事業を実施

(4) 水力発電施設等周辺地域交付金相当分(令和4年度から直近6年分のみ掲載)

(単位:千円)

事業主体	H29	H30	R1	R2	R3	R4
仙台市	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
白石市	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
栗原市	6,000	6,000	6,000	6,000	4,400	4,400
蔵王町	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
七ヶ宿町	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
大崎市	7,000	7,000	7,000	7,000	7,013	7,008
川崎町	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
加美町	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
合計	39,400	39,400	39,400	39,400	37,813	37,808

令和4年度事業内容

(単位:円)

事業主体	事業名	事業に要した経費	水力
仙台市	※路面下空洞対策事業	7,761,600	4,400,000
白石市	※南保育園運営事業	8,471,400	4,400,000
栗原市	栗駒保育所運営事業	5,097,000	2,200,000
栗原市	※一迫保育所運営事業	6,497,739	2,200,000
大崎市	※岩出山保育所運営事業	16,377,080	7,008,000
蔵王町	※永野保育所運営事業	5,998,208	4,400,000
七ヶ宿町	※関保育所運営事業	6,622,600	4,400,000
川崎町	※かわさきこども園運営事業	6,124,300	4,400,000
加美町	※おのだにし園運営事業	8,180,500	4,400,000
合計		71,130,427	37,808,000

※印の事業は、「電力移出県等交付金相当分」と併せて事業を実施

(5) 交付金事務等交付金

整備計画作成等事務

(単位:千円)

	S63	H2	H4	H7	合計
宮城県	1,000	1,000	1,000	2,000	5,000

交付金事務(令和4年度から直近6年分のみ掲載)

(単位:千円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
宮城県	857	829	1,120	1,132	1,132	1,132

事前評価事務

交付実績なし

(6) 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金(廃炉交付金)

(単位:千円)

事業主体	R1	R2	R3	R4
女川町	199,974	173,042	149,981	124,984
石巻市	41,989	36,740	31,492	26,243
合計	241,963	209,782	181,473	151,227

2 参考資料

宮城県企画総務課ホームページ

◇電源立地地域の振興

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kikakusom/dengen001.html>

資源エネルギー庁ホームページ

◇交付規則、事業概要、事業評価報告書等について

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/rittishien/

◇広報パンフレット

- ・日本のエネルギー、電源立地制度について

<http://www.enecho.meti.go.jp/about/pamphlet/>